

## 計画書

天城都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

天城都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

## 理 由

天城都市計画区域においては，平成 16 年度に「天城都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「キバロウ！わっきゃがまちづくり」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 6 次天城町総合振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から近く 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

天城都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における天城町の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	2
① 天城・平土野地域	
② 浅間・岡前・松原地域	
③ 兼久地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	6
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

## 1. 広域的な位置付け

### 1) 県内における天城町の位置付け

天城町は、面積約 8,040ha、鹿児島県奄美地域の徳之島北西部に位置している。

四季を通じて温暖多雨の亜熱帯性気候で、年間平均気温は 22.5℃と暖かく、さとうきびを中心に、肉用牛やばれいしょ、亜熱帯果樹などの農業分野で発展している。

### 2) 都市計画区域の位置付け

天城都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、天城町の北西部に位置し、本区域中央を、徳之島 3 町（天城町、徳之島町及び伊仙町）を連結する県道伊仙亀津徳之島空港線が通っている。また、県本土や奄美群島を結ぶ徳之島空港を有している。

本区域は、温暖な気候と土地基盤整備による広大な農地を活かした農業を基幹産業とし、徳之島空港、平土野港等の臨海部における天城町の中心的な役割を担う区域として位置付けられている。

## 2. 基本的な考え方

### 1) 現状と課題

本町では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 5,517 人となっており、平成 12 年時と比較し、76.5%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 2,047 人、総数に対する割合は、37.1%であり、人口減少、超高齢社会が進行している。

また、産業では令和元年天城町総生産額は、第 1 次産業 1,939 百万円、第 2 次産業 1,905 百万円、第 3 次産業 11,734 百万円となっており、平成 23 年と比較すると第 1 次産業 127.8%、第 2 次産業 52.1%、第 3 次産業 105.3%と第 1 次、第 3 次産業は増加しているものの、第 2 次産業は減少している。

本区域では徳之島空港、平土野港を交通拠点として、県道を基軸とした幹線道路沿いに市街化されているものの、市街地内の道路網の不足や未整備箇所が残されていることから、円滑な交通や安全性の確保に支障をきたしている。

また、中心市街地においては交通環境の変化や店舗の老朽化に伴う商業の衰退が顕著となり、家屋の密集から防災面の対応も必要とされている。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築

### 3. 都市計画の目標

#### 1) 都市づくりの基本理念

本区域における都市機能の向上を図るために、道路交通体系の整備、農業と商工業との連携機能、観光地としての機能向上、中心市街地の再構築による生活環境の向上及び都市・緑・水・自然が調和した都市づくりを目指し、第6次天城町総合振興計画を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

#### 「ユイの心で命つむぐまち あまぎ」

※ユイ：助け合いの精神

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

##### ■活力ある産業，未来へとつながるまち

農業，水産業，林業，商工業，観光の振興に努め，本町に存在するひと・もの・環境など多様な地域資源を活用することにより，新たな産業の創出を図るとともに，若者の地域就職・地元回帰等の雇用の受け皿としての企業誘致活動にも努める。

##### ■自然と共生し安心して暮らすことのできるまち

徳之島は国立公園，世界自然遺産を有しており，この豊かな自然に恵まれた環境と安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すため，自然環境の保護・保全，生活・地域環境の向上に努める。

##### ■みんなが主役。ユイの心で助け合う安心・安全のまち

事前の「自助」は当然の事，地域や住民同士で助け合う「共助」，「互助」が重要だと考え，日頃から隣近所を思いやるユイの心を大切にしながら，交通安全対策や防犯体制等の充実した「みんなが主役の安心で安全なまち」を目指す。

#### 2) 地域毎の市街地像

##### ① 天城・平土野地域

天城・平土野地域は，平土野港と連携した交流機能及び商業機能を有する活気のある都市機能の形成を図る。

併せて天城地区については，周辺環境と調和した住宅ゾーンの形成を図り，平土野港を中心とする臨海部の平土野地区は，専門性の高い工業や観光振興ゾーンの形成を図る。

##### ② 浅間・岡前・松原地域

浅間・岡前・松原地域は，豊かな自然環境と歴史を感じさせる多様性に富んだ地域であり，このような地域特性を生かし，観光に資するアクセスルートの機能充実を図る。

### ③ 兼久地域

兼久地域は、奄美群島国立公園特別地域と、広大な農地の保全に努めるとともに、区域沿岸部の観光地と既成市街地をアクセスする道路の充実を図る。

## 4. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向となっており、今後も減少するものと予測される。

また、製造品出荷額、商品販売額も減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと予想されるため、将来的な土地需要は現行市街地内で十分対応可能であり、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないものと判断される。

一方、市街地外では、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制により自然的環境を保全できると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 5. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

#### a 商業・業務地

天城町役場、既存商店街を中心とする平土野地区を商業・業務地として位置付け、近隣の購買需要に応ずる地域サービス機能を配置し、商業機能の充実を図る。

#### b 工業地

平土野港を中心とする臨海部及び徳之島空港周辺は流通業務機能を兼ねた工業地として位置付ける。

既存の工業地については、周辺の住宅地の環境を保全しつつ、その生産環境の整備・充実を図る。

#### c 住宅地

既成市街地の大部分を占める天城地区は、快適な住宅地として配置する。

住宅地では、専用性のある住宅地とすることを基本とし、周辺環境と調和したゆとりのある、良好なまち並みの形成を図る。

## ② 土地利用の方針

### a 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や生活道路等の都市基盤が未整備な地区について、公共空地の確保等緑豊かな住環境の形成を進めるとともに、道路・公園等の都市基盤の整備に努め、居住環境の維持・増進を図る。

## ③ その他の土地利用の方針

### a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

### b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

### c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している地区については、今後ともその自然環境を維持し、都市の環境を保持するため自然地としての保全に努める。

## 2) 都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系は、空路の徳之島空港、海路の平土野港を交通拠点とし、広域的な交流・連携を強化する役割を持つ主要幹線道路として、県道伊仙亀津徳之島空港線や県道伊仙天城線が配置されている。

道路体系は、主要幹線道路については概ね整備されているものの、市街地形態及び都市的土地利用の円滑な交通処理を行うため、適宜、町道を整備する必要がある。

また、地域間連絡及び観光に寄与する交通体系の整備が必要とされており、幹線道路の整備によって生活道路の通過交通を減少させることが必要である。

さらに、超高齢社会の進行とともに、交通弱者への配慮など安全な歩行者空間の確保も必要となっている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもと整備を進める。

○ 主要幹線道路の未整備区間の早期整備を進め、交通ネットワークの円滑化や利便性の向上を図る。

○ 道路整備にあたっては、ゆとりある歩行者空間の確保など、生活環境と

調和したユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を図る。

- 市街地においては、生活道路が都市経済活動及び防災上重要な役割を有することから、その整備を進める。
- 観光拠点へのアクセス道路の整備を行い、利便性の向上を図る。併せて、道路景観に配慮した整備に努める。
- 地域の移動手段の確保・充実を図るため、関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、県道伊仙天城線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・5・1号海岸通線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
道 路	主要幹線道路：県道伊仙天城線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら、将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。



b 主要な施設の配置の方針

ア 河川

本区域には、真瀬名川、湾屋川、南川及び港川の二級河川がある。

本区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設など快適な住環境や美しい地域環境の維持・形成、及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和を考慮し、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的に整備するものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、天城町、徳之島町及び伊仙町の3町で構成される広域連合による徳之島愛ランドクリーンセンターが伊仙町に配置されている。住民や事業者との協力、連携を図りつつ、適正なごみ処理及び再資源化を進める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、平土野地区で土地区画整理事業を実施してきた。

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、内陸から東シナ海への真瀬名川、湾屋川、南川及び港川の4河川によって農地がひらけ、その中間が台地となり市街地を形成している。

また、湾屋川史跡公園、岡前西郷公園、小出義雄メモリアル天城クロスカントリーパーク、天城町総合運動公園及び犬の門蓋は、水・緑・自然と調和した景観を形成している。

特に犬の門蓋周辺の沿岸部は、奄美群島国立公園特別地域に指定されており区域内外の人々に広く親しまれている。

今後、都市化が進展する中でこうした世界的にも高く評価される自然環境と一体化した地域景観を保全するとともに、近年のレクリエーションへの需要の増大や災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園、緑地を適正に配置し良好な環境づくりを目指す。

## ② 主要な緑地の配置の方針

### a 環境保全系統の配置

地域名等	概要
市街地周辺部の緑地	市街地周辺部に有する樹林は良好な住環境を保持する機能、景観を演出していることからその保全に努める。

### b レクリエーション系統の配置

地域名等	概要
区域全体	既存の公園緑地の配置状況、近年のレクリエーションへのニーズ、人口規模、市街地動向、土地利用等を勘案し、公園・緑地を適正に配置する。特に、地域資源等とのネットワーク化により、観光・リゾート機能の充実を図る。
湾屋川史跡公園	湾屋川沿いに位置する湾屋川史跡公園及びその他水辺周辺の親水性豊かな公園を適正に配置し、自然環境と調和した、オープンスペースの確保に努める。
天城町総合運動公園	レクリエーション機能の充実、自然環境の中での保養、運動等が満喫できる整備の充実を図る。
天城町総合運動公園 小出義雄メモリアル天城クロスカントリーパーク 岡前西郷公園 湾屋川史跡公園 犬の門蓋	水と緑の軸、歴史・文化軸として整備を図る。

c 防災システムの配置

地域名等	概要
区域全体	災害時における安全確保のため避難地となり得る既存公園，緑地の維持を図る。

d 景観構成システムの配置

地域名等	概要
平土野港外縁道路	海洋レクリエーションへの需要の高まり及び都市空間の創出を目的として，道路緑化を進め，快適で親しみのある景観形成を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域の中心的位置付けにある既存市街地においては，都市公園等の整備，道路の緑化等を図り，積極的に緑地の確保に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

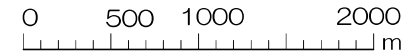
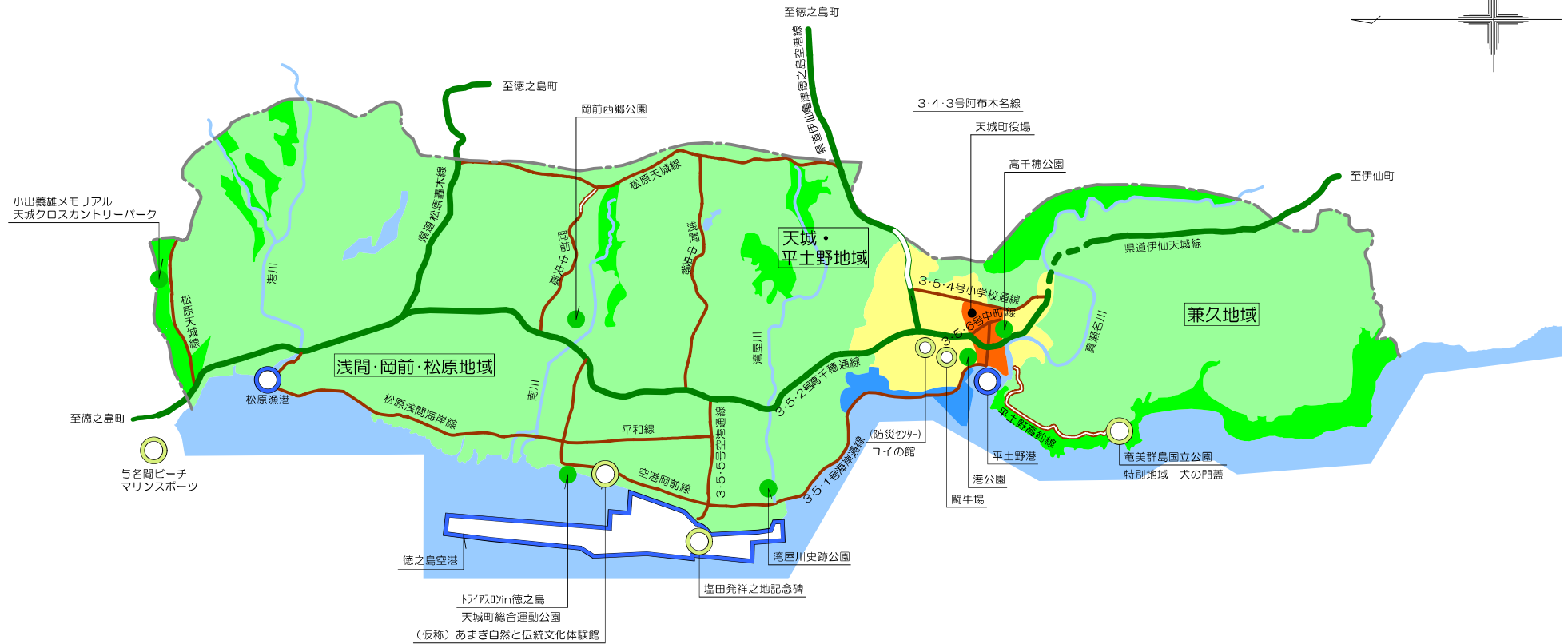
概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 天城都市計画

## 都市計画区域の整備,開発及び保全の方針図



### 凡例

	住宅地		主要幹線道路 (概ね整備済み)		公園・緑地 (概ね整備済み)		都市計画区域界
	商業地・業務地		主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)		港湾・漁港・空港・飛行場		
	工業地		主要幹線道路 (概ね10年以降)		河川・海・湖沼		
	農業ゾーン		都市幹線道路 (概ね整備済み)		観光・レクリエーション地区		
	樹林地ゾーン		都市幹線道路 (概ね10年以降)				

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。